

英語法助動詞の意味論(8)

中 野 弘 三

3.4.2.5. 義務的法性の場合

前々節で述べたように、義務的法性は (3.43) に示した核意味の命題変項 P の値が行為命題となる場合に生じるものと本稿では考える。行為命題は、既述のように、行為指導型や行為拘束型の発話行為の命題態度を反映するもので、その内容が「実現されるべき (される筈の) もの」として提示される命題である。行為命題の典型は

- (3.93) a. Do it immediately.
 b. He ordered me to do it immediately.

のような「命令」の発話行為を遂行する命令文やそのような発話行為を報告する b のような文の補文に見られるが、このような行為命題を構成する要素は、実現されるべき (単純) 命題とそれを実現する人物 (行為実行者) である。(3.93) の例においては、実現されるべき命題は you/I-do-it-immediately, 行為実行者はこの命題の実現を求められる you/I である。行為命題の特徴は、命題が実現されるべきであるという、話者 ((3.93b) のような発話行為の報告を行なう文の場合は文の主語) の命題態度 (願望/当為的判断) を反映する内容となっている点である。そこで、単純命題を p , 行為実行者を Y , (p が) 実現されるべきであるという性質を 'BRING ABOUT' と表示することにし、行為命題を次のように表示することにしたい。

- (3.94) 行為命題: BRING ABOUT (Y, p) [=for Y to bring about p or that Y bring about p]

命題変項の値がこの行為命題である場合に (3.43) の核意味の原型から義務的法助動詞の意味表示が得られるわけであるが、義務的用法の must_{DE} の意味核は 'BOUND (P)' であるので、(3.43) から導かれる must_{DE} の意味表示は次のようである。

- (3.95) must_{DE} : CAUSE ($X, \text{BOUND} (\text{BRING ABOUT} (Y, p)))$ [= X causes Y to be bound to bring about p .]

この表示に基づいて次の a の文の意味を示すと b となる。なお、義務的用法の法助動詞の場合、外的要因の変項 X の値は義務の源に限定され、次のような文ではそれは話者（の権限）となる。

(3.96) a. You *must*_{DE} read this book.

b. CAUSE (my authority, BOUND (BRING ABOUT (you, you-read-this-book)))
[=My authority causes you to be bound to (bring it about that you) read this book.]

b の表示は「あなたがこの本を読むことを必ず実行するよう、私はあなたに私の権限によって義務つける」(私は私の権限によって言うが) あなたはこの本を必ず読まなければならない」の意であり、この表示は *must*_{DE} を含む a の文の意味を適切に表している。

法助動詞の意味に関係する命題として、本稿の分析では三つの種類を認めるが、他の分析 (Palmer (1979), Perkins (1982, 1983) など) においては、認識的法性にかかわる命題を 'proposition'、義務的法性と動的法性にかかわる命題を 'event' と呼び、二種類しか認めていない。二種類しか認めない分析では、たとえば、

(3.97) Human beings *must* die.

のような文が持つ二通りの読みに対して文脈に依存した曖昧な説明しかできない。(3.97) の読みの一つは (そしてこのほうが自然な読みであるが)、*must* が動的法性を表す場合の読みで、「人間は必ず死ぬ」という、人間の避けがたい運命を述べるものである。この文のもう一つの読みは、*must* が義務的法性を表す場合の読みで、人類は滅亡すべきである(滅ぼすべきである)という当為的判断(願望)を持つ者がこの文を発した場合の読みで、「人間は死なねばならない(人間を殺すべきだ)」というものである。Perkins (1982, 1983) では、§3.3の (3.22) に示したように、*must* には 'MUST: K (C entails X)' という核意味が与えられ、X の値は義務的用法、動的用法いずれの場合も「event の発生」であり、義務的法性と動的法性の区別は次のような K と C の値の相違によるものとされる。

(3.98) 義務的法性: $\begin{cases} K = \text{社会法則} \\ C = \text{義務の源} \end{cases}$
動的法性: $\begin{cases} K = \text{自然法則} \\ C = \text{経験的状况} \end{cases}$

(3.97) の文の曖昧性の特徴は、この文の動的な読みが主語(人間)の「必ず死ぬ」(be mortal)

という性格を表すものであるのに対し、義務的読みは「人間は死ななければならない（人間を殺すべきだ）」という、話者またはその他の義務の源の当為的判断や願望を反映するものである点である。命題変項Xの値が同一であるとする Perkins の分析の場合、(3.22)の核意味の変項KとCの値に(3.98)に示した相違があるということだけで、(3.97)の文の曖昧性を説明することになるが、このような方法でこの文の動的読みと義務的読みの上記の顕著な相違を的確に説明できるかどうか、疑わしい。

本稿の分析では、(3.97)の持つ義務的読みと動的読みの曖昧性は must の核意味の命題変項の値の相違とそれに伴う外的要因Xの値の相違によって明確に説明できる。(3.97)の動的読みのほうは命題変項Pの値が単純命題で、外的要因変項Xの値がこの文の主語の特性 'mortality' である場合に must の核意味から生じる（外的要因がなぜこのように主語の特性と定まるのか、その理由については後述する）。

(3.99) CAUSE (the mortality of human beings, BOUND (human-beings die)) (=The mortality of human beings causes them to be bound to die.)

この表示は「人間は（死すべきものというその本性のために）必ず死なねばならない」の意を表しており、(3.97)の動的読みを正しく表している。一方、(3.97)の義務的な読みは、行為命題を含む(3.95)の must_{DE} の核意味の外的要因Xの値が義務の源（の権限）、行為実行者Yの値が聴者または文の主語の場合に生じる。(3.97)の義務的な読みは、実は、厳密にはさらに二通りに曖昧である。その二通りの読みとは、遂行的な読みと非遂行的な読みである。前者の遂行的読みというのは人類を滅ぼしたい（滅ぼすべきだ）という願望（当為的判断）を持つ話者が(3.97)を発して聴者にその願望（当為的判断）の実現を求める場合の読みで、「（人間は死なねばならないが故に）人間を必ず死ぬようにせよ」という意味である。(3.97)のこの読みは、(3.95)の must_{DE} の核意味の外的要因Xの値が話者（の権限）、行為実行者Yの値が聴者であるとすると、次に示すようにこの核意味からの的確に得られる。

(3.100) CAUSE (my authority, BOUND (BRING ABOUT (You, human-beings-die))) (= My authority causes you to be bound to bring about the death of human beings.)
 (私は私の権限によって命じるが、お前は必ず人間を死に至らしめるようにしなければならぬ)

(3.97)の非遂行的読みとは、話者以外の義務の源が文の主語（human beings）に義務を課する読みで、「人間は（何らかの義務の源から）死ぬという行為を実行する避けがたい義務を負っている>人間は必ず死ななければならない」というものである。この読みは、(3.95)の must_{DE}

の核意味の外的要因Xの値が何らかの義務の源、行為実行者Yの値が文の主語 human beings である場合に、この核意味から派生する。

以上に見るように、(3.95)における核意味は must_{DE} を含む文の曖昧性を的確に説明し、さらに、(3.97)のような文が持つ義務的読みと動的読みの曖昧性は、本稿の分析では核意味の命題変項の値の相違とそれに伴う外的要因変項の相違によって明確に説明できる。義務的用法の must_{DE} を含む文の意味には義務の源の命題態度が反映され、動的用法の must_{DY} を含む文の意味にはそのような反映がないことは、本稿の分析のように、この相違に命題の種類の違いが関与すると見なさない分析では、的確に説明できないと思われる。

さて、義務的用法の may_{DE} の場合は、意味核は 'N-POSS (P)' であるので、行為命題を含むその核意味の表示は次のようになる。

(3.101) may_{DE}: CAUSE (X, N-POSS (BRING ABOUT (Y, p))) (=X does not prevent Y from bringing / allows you to bring about p.)

この核意味から得られる次の a の文の意味は b に示したものとなる。

(3.102)a. You may_{DE} come in.

b. CAUSE (my authority, N-POSS (BRING ABOUT (you, you-come-in))) (=My authority allows you to come in. = I permit you to to come in.)

b は「私は私の権限によって、あなたが中に入ることを許す>中に入ってよろしい」の意味であり、a の文の持つ(遂行的義務的)の読みを的確に表していると言える。前々節で may の意味の本質は「無障害」と述べたが、義務的用法の may_{DE} にも、当然、この概念は含まれる。(3.102a) のように「許可」という発話行為を遂行する文が発せられる場面では、聴者が命題 (you-come-in) を実現したいという願望を持つことが前提条件となる。may_{DE} の核意味から生じる (3.102b) の読みは「話者は聴者が命題を実現することを妨げない、それを許す」ということを表し、「無障害」の概念を含んでいる。

may_{DE} の表す義務的法性(許可)の本質が、聴者の命題の実現を妨げないという「無障害」であるのに対して、can_{DE} の表す義務的法性の本質は「可能」という概念である。この概念は、行為実行者が命題を実現する能力を潜在的に持っている状態、ないしは、外的要因が命題を実現する能力を持つ行為実行者にその能力を発揮を許すため、行為実行者がその能力を発揮できる状態、をいう。前々節で述べたように、本稿ではこのような概念を表す can の意味核として 'POSS (P)' を想定する。本稿の分析では、'POSS (P)' を意味核とする can が義務的法性を表す際の核意味の表示は次のようになる。

(3.103) can_{DE} : CAUSE (X, POSS (BRING ABOUT (Y, p))) (=X causes it to be possible for Y to bring about p.)

この表示に基づき、次のaの文の意味を示すとbのようになる。

(3.104) a. You can_{DE} come in.

b. CAUSE (My authority, POSS (BRING ABOUT (you, you-come-in))) (=My authority causes it to be possible for you to come in.)

bの表示は、話者が自らの権限に基づいて聴者が中に入ることを可能にする、すなわち、聴者が中に入ることを許可する、の意を表し、‘make possible=permit’ という意味関係によって can_{DE} の持つ許可の意を示すものである。

さて、このように「可能」‘POSS (P)’を意味核とする can の義務的用法の表示 (3.103) も can_{DE} の実際の用法を適切に表すものであることを次に述べよう。(ただし、(3.103) のような核意味表示が can_{DE} の用法を適切に説明するとは言っても、それはあくまで、ここで検討している核意味に関する限り、ということである。核意味自体は、たとえば (3.102) や (3.104a) が持つ遂行性は説明できない。遂行性を説明するためには、法助動詞の核意味と文の発話の意味構造の関係を考察する必要がある、この考察は後の§3.4.3.4で行なうことになっている。前節で検討した認識的法助動詞の核意味についても同様のことが言え、これらの法助動詞を含む文の発話の力と法助動詞の核意味の関係も後の§3.4.3.3で行なう。) (3.102a) や (3.104a) のように、遂行的義務的法性を表す文では may_{DE} と can_{DE} の意味の相違は微妙で、相違があるとすれば、それは formal 対 informal という文体上の相違であるという説明が従来からよく行われている。しかし、遂行的に用いられる may_{DE} と can_{DE} の間には、文体的相違だけではなく、本質的な意味上の相違が存在するという Bolinger (1989) のような説もあり、本稿もそのような考え方を採るものである。本稿では、既述のように、may と can の相違は、前者が外在的可能性 (無障害) をその本質的な意味とするのに対し、後者は内在的可能性 (可能) をその本質的な意味とすることにある、と考える。他方、これと平行して、must と need の本質的な相違も前者が外在的必然性 (拘束)、後者が内在的必然性 (必然 (要)) を表すところにある、と考える。これを表にまとめると次のようになる。

(3.105)

	可能性	必然(要)性
内在的	可能 can	必然(要) need
外在的	無障害 may	拘束 must

認識的用法の法助動詞の場合、既に述べたように、法助動詞は何らかの証拠が命題の真である可能性／必然性の判断を可能にするという意味を表し、この場合の可能性／必然性は何かの証拠という（文の主語の外側にある）外部的要素から生じるものであるので、外在的可能性／必然性である。したがって、肯定平叙文で認識的用法として一般に用いられるのは外在的可能性／必然性を表す may/must であることを (3.105) の表は予測するが、事実はその通りであり、その限りで (3.105) にまとめた本稿の分析が正しいことになる。内在的可能性／必然性を表す can/need が認識的用法に用いられるのは否定文、疑問文などの非断定的文脈に限られ、この文脈では can/need が表す内在的可能性／必然性が外在的可能性／必然性と同質のものになることは上述の通りである。

義務的用法の場合も、本来、この用法は法助動詞を含む文の主語の外側にある義務の源がその主語に許可／義務を与える意味を表すものであるから、その意味は外在的可能性／必要性である。したがって、義務的用法に用いられる法助動詞は、(3.105) の表からすると、本来的には may_{DE} と must_{DE} であることとなり、事実はその通りである。しかし、現代英語においては、恐らくは丁寧さ (politeness) を求める語用論上の理由から、¹⁰⁾ 内在的可能性を表す can や「拘束」

10) Leech (1980, 1983) の提案する「丁寧さの原理」(politeness principle) のような語用論上の原理がその理由を説明する手だてとなるようである。丁寧さの原理には「気配りの原則」(tact maxim) と呼ばれるものが含まれるが、この気配りの原則とは「他者にとって負担となることを表す、または含意する信念の表現は最小限にせよ」というものである。他者にとって負担となることを表す信念とは、たとえば、他者に対しその人にとって負担となる行為を実行させたいと思う話者の願望であり、気配りの原則とは、そのような話者の願望を伝えられた他者の心理的負担を最小限に留めることを意図した表現上の原則である。行為指導型発話行為、たとえば、〈命令〉、〈要請〉を遂行する際に気配りの原則に従う具体的な方策として、Leech (1980, p.110) は "Assume that you are the authority and that your interlocutor is the authority!" (話者自らは権威服従者であるのに対し、対話者は権威者であると考えよ) という方策を掲げる。義務的用法の法助動詞を用い、「義務／許可」を伝達する場合も、話者が丁寧さを求めると気配りの原則に従う必要が生じ、話者は自らが権威服従者であるのに対し、対話者が権威者であるという態度を取る必要が生じる。「許可」を伝達する場合、常に義務の源(権威者)が話者であることを含意する may_{DE} を用いることは上記の気配りの原則の方策に反することになるのに対し、義務の源が必ずしも話者であることを含意しない can_{DE} はその方策に反しないため、話者が丁寧さを意図する場合は can_{DE} を好むことになる。「義務」を伝達する場合、同様

とは異なる外在的必要性を表す疑似法助動詞 have (got) to_{DE} が may_{DE} や must_{DE} の代わりにしばしば用いられる。義務的用法は義務の源と不可分の関係にあるので、この用法の法助動詞が表す意味はあくまで外在的可能性／必要性であると見なさなければならない。したがって、内在的可能性を表す can_{DE} がそのまま may_{DE} の代用として用いられるのではなく、義務の源に由来する外在的可能性を表すものとして用いられていると見なければならない。have (got) to_{DE} は 'have it as a duty to ...' の意の義務表現であり、義務の源を暗示する（それゆえ、外在的必要性を表す）が、その源は話者であることはなく、専ら非遂行的義務的法性を表す。以上に述べた義務的用法の can, may, must, have (got) to (need) の意味とその関係を表にまとめると次のようになる。

(3.106)

	可能性	必然(要)性
外在的	可能 can _{DE}	必要 have (got) to _{DE} (need _{DE})
	無障害 may _{DE}	拘束 must _{DE}

この表と (3.105) の表を比較した場合、相違点の一つは、have (got) to が表に現れていることであるが、これは、need が義務的用法に用いられるのは、次のように否定文中で遂行的に用

の理由で、丁寧さを求める話者は義務の源（権威者）が話者であることを意味し得る must_{DE} より、それが常に話者以外のものであることを含意する have (got) to_{DE} を好むことになる。must_{DE} と have to_{DE} の丁寧さの度合いの相違について、Perkins (1983, p.120) は、

(372) You must wear evening dress to the reception.

(373) You have to wear evening dress to the reception.

〔例文番号は原著のもの〕

の二文を比較し、次のような同趣旨の説明を行っている。

The use of HAVE TO in (373) implies that the deontic source is not the speaker, whereas MUST in (372) leaves the identity of the deontic source open. This distinction can be exploited as a difference in the degree of politeness expressed in the following way. By implying that he is not the cause of the obligation (whether, in fact, he is or not) as in (373), the speaker manages to inform the addressee that such an obligation exists, without taking any personal responsibility for it. In (372), the speaker does not deny that he is personally responsible, and when contrasted with (373), (372) may be regarded as virtually an admission that the speaker is responsible. (372) is thus far more intrusive and direct than (373) and imposes more upon the addressee.

いられる場合に限られるので、¹¹⁾他の一般の文脈ではその代用として have (got) to が用いられるためである。

(3.107) You *needn't*_{DE} go. (行かなくてもよい)

(3.105) と (3.106) の表を比較して問題となるのは、本来内在的可能性を表す can が、義務的に用いられる場合なぜ外在的な意味を表すことができるか、ということである。need のように内在的な意味合の強い（このことについて詳しくは次節参照）法助動詞は、(3.107) のような例以外では専ら動的用法に用いられ、他方、have (got) to は専ら義務の源に由来する外在的な必要性を表すのに用いられるので、need の代用として (3.106) の表に現れるのは当然である。問題となるのは can の内在的可能性から外在的可能性への意味の変化（can は内在的可能性を表すこともできるので、正確には、外在的可能性をも表すことになる意味の拡大）であるが、これについては次のように考えることができる。can の基本的用法は、核意味中の外的要因変項 X の値が文の主語に内在する要素（たとえば、主語の知識、知的／内体的能力）である、'be able to' の意の動的用法である。

(3.108) John *can*_{BY} speak Chinese. (=CAUSE (John's knowledge of Chinese, POSS (John-speak-Chinese)) [= John's knowledge of Chinese makes it possible for him to speak it. > John is able to speak Chinese.])

しかし、*can*_{BY} にはこのような内在的可能性(能力)に加えて、Hornby(1975, §5.35)が 'ability resulting from circumstances' と述べる意味を表すことができる。

(3.109)a. Can you come to the meeting tomorrow? (Are you free to do so? Are you in a position to do so?) —Hornby 1975

b. Come when you like. I can see you at any time. —Close 1975

これらの例文中の can は「状況が許すので…できる」(be free to...), 「…できる立場にある」(be in a position to...) を意味し、それゆえに Hornby はこの can の意味を「状況に由来す

11) (3.107) の *needn't* は必ずしも義務的用法と見なさなくてもよく、動的用法と見なすこともできる。というのは、(3.107) が義務の源を話者とする遂行的な義務的読みを持つのは、動的読みの語用論的拡大と考えられるからである。したがって、(3.107) の遂行的義務的読みは 'You shouldn't_{DE} go.' に近いものとなる。

る能力」と言う。本稿では、これを便宜上短縮して「状況的能力」と呼ぶことにしよう。¹²⁾ (3.108)の内在的能力を表す can_{DY} の場合、本稿の分析で言うと、核意味の外的要因 X の値が主語に内在する要素であるのに対し、この状況的能力を表す can_{DY} の場合は、その値が主語の外側にある何らかの状況である。すなわち、動詞の用法においても、 can の核意味の外的要因 X の値が内在的要素から外部的要素（状況）へと拡大していることが認められるのである。そうであるとする、 X の値がこの外部的要素からさらに義務の源へと拡大するのも不自然ではない。因に may の場合も、その歴史的発達を見ると、許可の意を表すのに用いられるようになった中英語 (ME) 期以前に、この法助動詞にも「内在的能力→状況的能力→許可」という同じ意味の拡大があったことが認められる。現代英語でも、文語体の表現では、 may におけるこの意味の拡大を示唆する用法が存在する。

(3.110) We may now move on to the next question.—Perkins 1983 (さて、ここで次の問題に移ることができる(移ろう))

この文での may は状況的能力を表すとも、(非遂行的) 許可を表すとも解釈できる。

can の義務的用法は、上述のように、状況的能力からの意味の拡大によって生じたと考えられるが、この意味の拡大は、実は、 may の同種の意味の拡大に比べてかなり新しい(近代英語期になってからの¹³⁾) ものである。そのため、義務的用法の can は本来の内在的/状況的能力の意味をまだ強く留めているものと考えられる。Bolinger (1989, p. 4) が次のように説明する意味の相違が義務的用法の can と may の間に存在するのは、それゆえであると思われる。

The upshot is that whereas performative *You can go now* has its permissiveness inferred from an internal capacity, something one has . . . , performative *You may go now* has its permissiveness inferred from an external possibility: There exists the possibility for you to go now (I am decreeing it so). In the most general terms, *may* is extrinsic, and *can* is intrinsic. (結論的に言うと、遂行的な *You can go now* の持つ許可の意味は、内在的な能力、すなわち、人が〔内的に〕持つものから推測されるものであるのに対し、遂行的な *You may go now* の持つ許可の意味は、(私がそう宣言しているが故に) 君は今行くことができる、というように、外的〔外部から与えられる〕可能性から推

12) §3.2.2.3で外的要因が義務の源以外のなんらかの状況である場合の can 意を便宜的に「差支えのなさ」と呼んだが、これはここで言う「状況的能力」である。

13) Traugott (1972, Appendix A)によると can の(遂行的)義務的用法が一般化したのは19世紀以降である。

測されるものである。極めて一般的に言うと、may は外在的であり、can は内在的である)

ところで、Bolinger は上の引用で、遂行的な *You can go now* の持つ許可の意味は内在的能力から推測されると述べているが、内在的能力というよりは本稿でいう状況的能力から推測される、ないしは内在的能力→状況的能力→許可という過程を経て推測される、というのが正確ではないかと思われる。すなわち、君が「行くことができる」という内在的能力を発揮することを妨げる状況がない(状況的能力)、そしてそのような事態を招来するのが権威者である話者である、という推測が聴者の側に行なわれた際に、許可の意が聴者に了解される、というのが *You can go now* の表す遂行的義務的法性の生じる過程ではないかと思われる。しかし状況的能力というのは外在的要素(状況)が関与するとはいえ、上述のよに 'be free/be in position to...' の意であって、主語がその内在的能力を発揮する自由がある(それを妨げる障害がない)の意味である。Bolinger の説明する *You can go now* と *You may go now* の相違は、パラフレーズで示すと次の a, b のような相違ではないかと思われる。

(3.111)a. I declare you are in a position to go now. (can_{DE} の場合)

b. I permit you to go now. (or I don't require you not go to now.) (may_{DE} の場合)

can_{DE} と may_{DE} との間に見られるこのような相違は、現代英語で can_{DE} が本来の内在的/状況的能力の意を強く留めているのに対し、may_{DE} は(特別な文体以外では)専ら外在的可能性(無障害)を表すと考えることで説明できるであろう。ところで、このように、現代英語の may_{DE} は専ら外在的可能性(無障害)を表し、その場合の義務の源が話者ないしは聴者に限られるのに対し、can_{DE} は状況的能力を表す can_{DY} の拡大用法であり、can_{DY} の意味を強く留めると考えることの妥当性を支持する言語事実は、さらに他にもいくつかある。たとえば、

(3.112)a. I'll come tomorrow, if I *may*.

b. I'll come tomorrow, if I *can*.

を比較すると、(3.112a) の *may* は聴者が義務の源である非遂行的義務的法性を表すと解釈されるが、(3.112b) の *can* は状況的能力または義務の源が(話者や聴者でない)第三者である非遂行的義務的表性を表すと解釈される。この解釈上の相違も、may_{DE} と can_{DE} の本質的相違、すなわち、純粋に義務的法性を表す may_{DE} に対し、can_{DE} は動的用法の *can* の意味を強く留め、その用法の延長上にある、という相違に由来するものと考えられる。また、義務の源が第三者である非遂行的義務的法性を表すことができるのは can_{DE} のみであるということも、通常、状況的

能力を表すのに用いられるのは may ではなく、can である事実起因と思われる。このように、第三者によって与えられた許可が存在することの報告を行えるのは can_{DE} のみであるので、§1.1.3.4でも指摘したように、次の文脈では can_{DE} の代わりに may_{DE} を用いることはできない。

(3.113) (= (1.45))

A : Can I smoke in here?

B : As for as I know you can_{DE} —there's no notice to the contrary.

以上に見てきたように、 can_{DE} と may_{DE} との間には、後者のほうがより形式ばった (formal) 表現であるという文体上の相違以外に、本質的な意味上の相違が存在することは事実と思われる。本稿の分析で、can には「可能」(‘POSS (P)’)、may には「無障害」(‘N-POSS (P)’) という異なった意味核を仮定するのはこのような事実を踏まえてのことであり、また、この仮定は事実によって十分にその論拠を与えられていると考える。

3.4.2.6. 動的法性の場合

法助動詞が表す動的法性には、§1.1.3.5で述べたように、主語の特性を述べる主語指向的な動的法性と、命題について述べる中立的 (命題指向的) な動的法性がある。

(3.114) a. John can_{DY} play tennis.

b. There can_{DY} only be one outcome of nuclear war.—Perkins 1983 (核戦争の結果は一つしかあり得ない) [イタリックと添え字は筆者]

(3.115) All nouns may_{DY} be divided into two groups : common nouns and proper nouns.—R.D. Mallery, *Grammar, Rhetoric and Composition* (全ての名詞は普通名詞と固有名詞の二つのグループに分類できる) [イタリックと添え字は筆者]

(3.116) a. If you $must_{DY}$ sneeze, at least use your handkerchief.—Krazer 1977 (どうしてもくしゃみをしないではおれないなら、少なくともハンカチを使いなさい) [イタリックと添え字は筆者]

b. To open this door, it $must_{DY}$ be given a sudden push.—R.D. Mallery, *Grammar, Rhetoric and Composition* (この戸を開けるにはそれを勢い良く押さなければならない) [イタリックと添え字は筆者]

(3.117) a. $Need_{DY}$ they make all that noise?—Quick, et al. 1985 (彼らにはあんなにやかましい音を立てる必要があるのですか) [添え字は筆者]

- b. *Need_{dy}* there be a solution? — Lecch 1987 (解決法が必要であろうか) (イタリックと添え字は筆者)

(3.114), (3.116), (3.117) の a の法助動詞は主語指向的動的法性を表し, b のそれは中立的(命題指向的)法性を表す。

may_{dy} は現代英語では主語指向的の法性(主語の能力)を表すのに用いられることはない。¹⁴⁾ 動的用法の法助動詞で注目すべきは, それを含む文(節)の命題が, 話者/聴者/主語の信念の内容を成すもの(真理命題)でもなく, 義務の源の願望や当為的判断の内容を成すもの(行為命題)でもなく, 単純に出来事や状態を表すもの(単純命題)であることである。たとえば, (3.114a) の文の話者は, John-play-tennis という命題の内容が事実であるか否かを問題にしているのでもなく, またその命題が実現されるべきであるという願望(当為的判断)を持っているわけでもない。(3.114a) の話者は, John-play-tennis という命題に対しては特別な命題態度を持たず, 命題内容を, 命題態度に関しては中立的に, 「ジョンがテニスをする」という概念上の行為として捉え, その行為が主語 John にとって可能であると述べている。この文でさらに注目すべきことは, この文の話者が持つ命題態度(信念)は, 今問題にしている John-play-tennis に対してではなく, *can_{dy}* を含む John-can_{dy}-play-tennis という命題である。したがって, 問題の John-play-tennis は命題に含まれる命題である。このように, 命題態度に関して中立的で, 信念としての事態(行為, 状態)を表し, 命題に含まれる命題であるものを, 本稿では単純命題 (plain proposition) と呼ぶ。願望/当為的判断という信念としての事態を表し, 命題中の命題を成すという点では, 次の文中の補文が表す命題は単純命題と似ている。

- (3.118)a. John required *me to stay*.
b. John suggested that *I go*.

しかし, これらの補文の命題は「実現されるべきである」という主文の主語の命題態度を反映する内容を含み, 命題態度に関して中立的ではない。したがって, これらの補文の命題は行為命題であって, 単純命題ではない。単純命題は, 次のような, 主文の動詞が発話行為でない一般の行為を表す場合の補文に典型的に見られる。

- (3.119)a. I saw *John leave his office*.
b. I made *John leave his room*.

14) ただし, 文語体では状況的能力を表すとも解釈できる (3.110) のような例もある。

(3.114a) だけでなく, (3.114) ~ (3.117) の他の文においても, 動的用法の法助動詞を除いた部分が表す命題はいずれもこの単純命題であると考えられる。

本稿の分析では, can_{DY} と may_{DY} に関しては (3.43) の核意味の命題変項 P の値が単純命題である次のような核意味構造を想定する。

- (3.120) can_{DY} : CAUSE (X, POSS (p))
 may_{DY} : CAUSE (X, N-POSS (p))

(3.114a) の can_{DY} は内在的能力を表すが, この場合は核意味の変項 X が主語 John に内在する技能であるとする, 上記の can_{DY} の核意味表示は, John のこの内在的スキルが彼にテニスをする事を可能にする, すなわち, John はテニスをする能力がある, という John の内在的能力を的確に表す。一方, (3.114b) の can_{DY} は中立的 (命題指向的) な可能性を表すが, 外的変項の値が自然の法則といったものであると仮定すると, can_{DY} の核意味表示から導かれるこの文の意味は, 'Natural laws make it possible for there to be only one outcome of nuclear war.'

(自然の法則は核戦争の結果は一つしか許さない) となり, 'Natural laws make ...' の部分が含意的意味であるとする, 上に示した can_{DY} の核意味表示は (3.114b) の can_{DY} の読みを正しく表していると言える。他方, 現代英語では may は前節で述べたように外在的可能性 (無障害) のみを表すと考えられ, may_{DY} の場合も, 内在的可能性 (能力) はもちろん, 外在的可能性と内在的可能性の間にある状況的能力も表すことができない。

- (3.121)a. John *may* play tennis.
 b. **May*_{DY} you come tomorrow?
 (cf. *Can*_{DY} you come tomorrow?)

a の文の may は認識的ないしは義務的法性を表すとしてしか解釈できず, 内在的能力の解釈を持たない。¹⁵⁾ また状況的能力の解釈が強要される b のような文脈では may_{DY} を用いることはできない。ここで問題は, 状況的能力は (核意味における外的要因 X の値が主語に内在するものでない) 外在的可能性であるにもかかわらず, なぜ may_{DY} がこの意味を表すことができないかである。その理由は, 状況的能力というものの内容にあると思われる。状況的能力とは, 行為実行者 (多くの場合, 文の主語) が状況が許すので命題の表す行為を実行できる, ということである。ここで注意すべきは, 状況的能力は「行為実行者が行為を実行できる」という部分と, 「それを状況が許す」という二つの部分から成り, さらに, この意味は「実行できる」という部分

15) may も古英語期には内在的能力を表すことができた。

が表明され(expressed)、「状況が許す」という部分が含意される(implied)、という内容になっていなければならない。たとえば、

(3.122) You *can*_{DY} see him tomorrow.

おける状況的能力を表す *can*_{DY} は、You-see-him-tomorrow を主語が「実行できる」という意味を表明し、言外に「状況がそれを許す」という意味を含意する。(3.120a) に示した *can*_{DY} の意味表示において、本稿では 'CAUSE (X, ...)' の部分は含意される意味を表し、'POSS (*p*)' という意味核の部分は表明される意味を表すと仮定するが、今述べた事実は、まさにこの仮定と一致する。したがって、*can*_{DY} は状況的能力を表すのに適した表現であるということになる。これに対し、(3.120b) に示した *may*_{DY} の意味表示によれば、*may*_{DY} は「無障害」を表す 'N-POSS (*p*)' を意味核として持つので、*can*_{DY} とは反対に、「(状況その他の外的要因によって) 行為実行者は行為の実行を妨げられない (許されている)」の意を表明し、「行為を実行できる」意を含意する。したがって、*may*_{DY} が表す意味は状況的能力と表明・含意の関係が逆になってしまっており、状況的能力を表すのに適した表現でないことになる。

(3.123) You *may* see him tomorrow.

の *may* は命題の表す行為の実行が「妨げられない、許されている」の意を表明するので、この文のように義務の源が容易に想定される文脈では、義務的法性を表すと解釈されてしまう。(3.121b) のような疑問文では、問われる意味は、当然、表明される意味であって、含意される意味ではないはずである。したがって、(3.121b) のような疑問文でも問われる意味は行為の実行が「妨げられない/許可されている」かどうかという、義務の源を暗示する意味であることになる。さらに *may* を含む疑問文ではその義務の源は聴者に限定される。したがって、*May I come tomorrow?* は非文でないのに対し、(3.121b) では義務の源である聴者自信が許可を与えられているかどうかを問うていることになり、意味上の矛盾を含む文となる。

以上に考察したように、*can*_{DY} は状況的能力を表すことができるのに対して、*may*_{DY} がその意味を表すことができないのは、これらの法助動詞のそれぞれによって表明される意味の相違に起因すると考えられる。本稿の分析では、この表明される意味は核意味に含まれる意味核によって表されるので、*can*_{DY} と *may*_{DY} に異なった意味核を想定する本稿の分析は、状況的能力を表すか否かに関するこれら法助動詞間の相違を的確に説明でき、またそのことによって本稿の分析の妥当性が支持されていることにもなるであろう。

'N-POSS (P)' という意味核を含む *may* は、意味核が表すその基本的意味ゆえに、外在的可能性しか表さない。(3.121a) の John *may* play tennis. は現代英語では John の能力を表すと

解釈されることはない。したがって、mayは主語指向的動的法性は表さないことになるが、次に再度掲げる(3.115)や(3.124)におけるように中立的動的法性は表し得る。

(3.115) All nouns *may*_{DN} be divided into two groups : common nouns and proper nouns.
—R.D. Mallery, *Grammar, Rhetoric and Composition* (全ての名詞は普通名詞と固有名詞の二つのグループに分類できる)

(3.124) Minerals are found in many places. They *may*_{DN} be found in rocks or in sands and gravels.—A. Leokum, *Tell Me Why* (鉱物は多くの場所で見い出される。それは岩石や砂、砂利の中で見つけられる)〔イタリックと添え字は筆者〕

中立的動的法性は、命題の実現が(特定の人ではなく)一般に可能であることをいうが、この可能性の意と「無障害」を基本的意味とする may とどのように結びつくのであろうか。この結びつきの説明は本稿ではすでに§3.4.2.3で行なったが、Coates (1983)も類似の説明を行なっている。Coates (1983)やQuirk, et al. (1985)は、上の(3.115)、(3.124)の *may*_{DN} と同一の用法と思われる次の例文中の may の意味を 'root possibility' と呼ぶ。

(3.125) During the autumn, many rare birds *may* be observed on the rocky northern coasts of the island.—Quirk, et al. 1985

(3.126) To save money any scrap *may* be used, and if this is nailed and glued together strongly, it *may* be marked and cut to shape later.—Coates 1983

Coates (1983, p. 139) も may の基本的意味 (basic meaning) は 'nihil obstat' (=nothing hinders), すなわち、「無障害」であるとし、行為実行者の命題の実現を妨げないものが権威者、法律、規則などの義務の源であるような文脈では、may は「許可」を表すのに対し、そうでない文脈では 'root possibility' を表すことを説明して次のように言う。

Where no deontic source can be identified, granting or withholding permission, or where 'enabling circumstances' are mentioned in context, we have Root 'Possibility', which can be paraphrased as 'it is possible for' or as 'circumstances allow X'.... (Coates 1983, p. 141) (許可を与えたり、与えるのを差し控えたりする義務の源が確認できない場合や、「可能にする状況」が文脈で言及されている場合に、'it is possible for' ないしは 'circumstances allow X' とパラフレーズできる Root Possibility の意味が生まれる)

確かに、(3.115)や(3.124)におけるように話題が文法上の事柄や天然の物質であり、義務の源

の存在が暗示されない文脈では、「無障害」を基本的意味とする may を含む文は、次のパラフレーズが示すように、(消極的に)可能の意、すなわち、中立的動的法性を表すと解釈されることになろう。

- (3.127)a. Nothing in English grammar prevents us from dividing all nouns into two groups. (>It is possible for us to divide all nouns....)
 b. Nothing in nature prevents us from finding minerals in rocks or in sand and gravels. (>It is possible for us to find minerals....)

したがって、「無障害」('N·POSS (P)') を may の基本的意味(意味核)とする本稿の分析は、Coates (1983) の分析と同様、may が中立的動的法性を表し得る理由を一応説明できることになる。また、Hornby (1975, §5.29) や Coates (1983, p.142) が指摘しているように、動的用法の may は否定辞を伴うことがない (may_{DY} を表す root possibility の意を否定するには cannot, can't を用いる)。この事実も「無障害」という概念によって説明できるものと思われる。'nihil obstat' (=nothing hinders) が否定されると「有障害」の意となり、possibility の否定とはならず、義務的法性の「不許可」と解釈されてしまうからであろう。ただし、「無障害」という概念のみでは、(3.121a) John *may* play tennis.になぜ 'Nothing prevents John from playing tennis.' (ジョンがテニスをするに差支えはない>ジョンがテニスすることは可能である) という中立的動的法性(可能)の解釈が存在しないのかは説明できない。この問題については後で検討する。

一方、本稿で仮定する must_{DY} と need_{DY} の核意味表示は次のようである。

- (3.128) must_{DY} : CAUSE (X, BOUND (p))
 need_{DY} : CAUSE (X, NEC (p))

次に再び掲げる (3.116a) の must_{DY} の表す「どうしても…せずにはおれない」の意は、上に示した must の意味核 'BOUND (p)', すなわち、「拘束」の概念によって適切に説明できる。

- (3.116)a. If you *must*_{DY} sneeze, at least use your handkerchief.—Kratzer 1977

この文は、次のように、外的要因Xの値として「鼻の中の不快感」といったようなものを想定すれば (3.128) に示した must_{DY} の核意味表示に基づき適切にパラフレーズできるからである。

(3.129) If you are bound to sneeze (because of some discomfort in your nose), at least...

(3.116b) の *must*_{DY} の場合も、(3.130) に示すように、「拘束」という概念を用いてパラフレーズ可能である。

(3.116)b. To open this door, it *must*_{DY} be given a sudden push.—R.D. Malley, *Grammar, Rhetoric and composition*.

(3.130) To open this door, you are bound/obliged to give it a sudden push.

上掲の *need*_{DY} を含む (3.117a, b) はどちらも、(3.131a, b) に示すように、‘be necessary for’ を用いてパラフレーズ可能であるので、*need* の意味核として ‘NEC (*p*)’ を想定することに問題はないであろう。

(3.117)a. *Need*_{DY} they make all that noise?—Quirk, et al. 1985.

b. *Need*_{DY} there be a solution?—Leech 1987.

(3.131)a. Is it necessary for them to make all that noise?

b. Is it necessary for there to be a solution?

(未完)

References

- Bolinger, D. (1989) “Extrinsic Possibility and Intrinsic Potentiality: 7 on May and Can + 1”. *Journal of Pragmatics* 13, pp.1-23.
- Close, R.A. (1975) *A Reference Grammar for Students of English*. London: Longman.
- Coates, J. (1983) *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London and Canberra: Croom Helm.
- Hornby, A.S. (1975) *Guide to Patterns and Usage in English* (2nd Edition). London: Oxford University Press
- Kratzer, A. (1977) “What ‘Must’ and ‘Can’ Must and Can Mean”. *Linguistics and Philosophy* 1, pp. 337-355.
- Leech, G. (1971, 1987²) *Meaning and the English Verb*. London and New York: Longman.
- _____ (1980) *Explorations in Semantics and Pragmatics*. Amsterdam: John Benjamins.
- _____ (1983) *Principles of Pragmatics*. London & New York: Longman.
- Palmer, F.R. (1979) *Modality and the English Verb*. London: Longman.
- Perkins, M.R. (1982) “The Core Meanings of the English Modals”. *Journal of Linguistics* 18, pp. 245-273.
- _____ (1983) *Modal Expressions in English*. London: Frances Pinter

- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Traugott, E.C. (1972) *A History of English Syntax: A Transformational Approach to the History of English Sentence Structure*. New York: Holt, Rinehart and Winston.